

令和8年度

名古屋農林総合庁舎及び2号館庁舎解体工事設計業務

業務仕様書

東海農政局

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

名古屋農林総合庁舎及び2号館庁舎解体工事設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書」(以下「公共仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この業務仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、名古屋農林総合庁舎及び2号館庁舎解体工事の実施に資するための実施設計、積算を行うものである。

(場所)

第1-3条

この業務において対象とする施設の場所は、愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条

本業務の施行に当たり、作業車両の通行及び土地立ち入りにより、通行人と交通事故等を起こさないよう十分留意するものとする。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- (1) 管理技術者は、一級建築士の資格を有するものとする。
- (2) 別紙-1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して、現場に常駐するとともに作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条

(1) 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(対象施設及び設計条件)

第2-1条

(1) 名古屋農林総合庁舎

庁舎(事務所建)

建築年(S38) 構造 RC 地上4階地下1階

建築面積(1,347 m²)

建物延べ面積(6,636 m²)

(2) 名古屋農林総合庁舎2号館

庁舎(事務所建)

建築年(S52) 構造 RC 地上4階地下1階

建築面積(879 m²)

建物延べ面積(3,707 m²)

(適用する図書)

第2-2条

設計の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改定)
1	建築物解体工事共通仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	令和4年版
2	公共建築工事標準仕様書	〃	令和7年版
3	公共建築工事積算基準	国土交通省制定	令和7年版
4	公共建築工事共通費積算基準	〃	令和8年版
5	公共建築数量積算基準	〃	令和5年版
6	公共建築工事標準単価積算基準	〃	令和8年版
7	公共建築工事積算基準等資料	〃	〃
8	公共建築工事内訳書標準書式	国土交通省制定	令和7年版
9	公共建築工事積算研究会参考歩掛	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	令和8年版
10	建築積算のための仮設計画標準	〃	令和3年版

(参考図書)

第2-3条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量	備考		
その他	名古屋農林総合庁舎	1式	DVD-R		
	S38名古屋農林総合庁舎建築工事図面				
	S52名古屋農林総合特修建築工事図面				
	S55農林総合特修建築工事図面				
	S58名古屋農林総合防災整備建築工事図面				
	H8名古屋法務総合庁舎改修建築1回ほか1件工事図面				
	H10名古屋農林総合庁舎改修工事図面				
	H11名古屋農林総合庁舎書架工事図面				
	H11名古屋農林総合庁舎改修建築ほか1件工事図面				
	H13名古屋農林総合庁舎改修工事図面				
	H14名古屋農林総合庁舎改修建築工事図面				
	H16名古屋農林総合庁舎耐震改修その他建築工事図面				
	H17名古屋農林総合庁舎外構改修工事図面				
	H20名古屋農林総合改修工事図面				
	修繕履歴管理台帳			〃	〃
名古屋農林総合庁舎アスベスト含有調査業務報告書	〃	〃			
名古屋農林総合庁舎2号館	S50名古屋農林総合庁舎2号館建築工事図面	1式	DVD-R		
	S51名古屋農林総合第2号館建築2回工事図面				
	H19名古屋農林総合庁舎第2号館外構改修工事図面				
	修繕履歴管理台帳			〃	〃
	名古屋農林総合庁舎2号館アスベスト含有調査業務報告書			〃	〃

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-4条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があつ

た場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙-2 設計作業内容のとおりとする。

名古屋農林総合庁舎解体工事設計業務作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 現地調査	2 棟	
2. 設計条件等の整理	1 式	
3. 法令上の諸条件の調査	1 式	
4. 仮設計画の設計	2 棟	
5. 解体撤去方法の検討		
1) 庁舎	2 棟	
2) 構内舗装他	1 式	
6. 実施設計図書の作成	1 式	
7. 数量計算	1 式	仮設工事を含む
8. 積算業務	1 式	仮設工事を含む
9. 工程計画	1 式	
10. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業等の留意点)

第3-2条

1. 設計作業等の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

(1) 施工計画（仮設工事計画含む）に当たっては、制約条件、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

なお、業務の作業工程計画立案において、作業項目の優先順に十分配慮して計画するものとする。

(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 第2-2条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(5) その他業務の確認事項については、別紙-3とする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	時期	打合せ場所
初回	調査・設計作業着手の段階	東海農政局会計課 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番2号
第2回	計画・設計段階	同上
最終回	報告書原稿作成段階	同上

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙-1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力

成果物の提出の際には、電子納品チェック（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠した後、ウィルス対策を行ったうえで提出すること。

(詳細は別紙-2の設計作業内容 8. 完了提出書類等を参照)

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目6番2号
東海農政局会計課

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第8章 環境負荷低減に向けた取組

(環境関係法令の遵守)

第8-1条

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- (1) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)
- (2) 環境関係法令の遵守等
 - ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(環境関係法令の遵守以外の事項)

第8-2条

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第1－6条、第4－1条関連

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表①～④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
建設コンサルタント (建築に関するもの)	直接人 件費の 額	特別経費の額	技術料等経費の 額に10分の6 を乗じて得た額	諸経費の額に10 分の6を乗じて 得た額

第3-1条、第5-1条 関連

<p>【設計作業内容】</p> <p>1. 設計対象工事件名</p> <p>2. 工事概要</p> <p>3. 業務種別</p> <p>4. 解体建物概要</p> <p>5. 解体設備概要</p> <p>6. 設計基本方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(2) 一般事項</p> <p>法令順守</p> <p>環境への配慮</p> <p>分別処理方針</p> <p>敷地、建物調査</p>	<p>名古屋農林総合庁舎及び同2号館解体撤去その他工事</p> <p>①工事場所 愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号</p> <p>②敷地面積 5,814 m²</p> <p>③工事種目 庁舎解体撤去工事 外構撤去工事 設備撤去工事 その他工事(整地工事)"</p> <p>①現況調査</p> <p>②実施設計</p> <p>【名古屋農林総合庁舎】 庁舎(事務所建) 建築年(S38)構造RC 地上4階地下1階 建築面積(1,347 m²) 建物延べ面積(6,636 m²)</p> <p>【名古屋農林総合庁舎2号館】 庁舎(事務所建) 建築年(S52)構造RC 地上4階地下1階 建築面積(879 m²) 建物延べ面積(3,707 m²)</p> <p>(外構) アスファルト舗装、門扉・囲障等</p> <p>(電気設備) 電灯、動力、電話、テレビ共聴設備、火災報知器、LAN回線</p> <p>(機械設備) 冷房、暖房、換気、衛生器具、給水、排水(下水)、ガス、浄化槽</p> <p>本敷地内の建築物及び工作物並びに舗装等全てを撤去し宅地として売却が可能となる程度に敷地の整備を行う。 解体作業は分別解体により行い、発生材の処分に当たっては極力再資源化に努める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づき、適正な処理・処分を行う。 近隣への騒音、振動及び粉塵の防止措置を考慮する。 現場周辺の道路状況を調査し、進入可能な建設機械を想定した設計とする。</p>
---	--

<p>品質の明確化 安全対策 その他</p> <p>7. 業務内容 建築解体図面</p>	<p>また、工事案内標識の設置、交通誘導員の配置等の安全対策を見込むこと。</p> <p>木くず、金属くず、コンクリートがら、廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず、廃石膏くず、建設混合廃棄物等は、分別解体、リサイクル、処分方法に留意し、現場内で分別を行った上で処理場等へ排出する。</p> <p>本発注物件に関する設計図書については、当初建築図面、増築等工事図面、地積測量図等を参考にして、請負者において自ら敷地及び建物（附属工作物を含む。）の現地調査を行った上で設計図書を作成すること。</p> <p>部分的に仕上げ材の一部を撤去するなど、隠蔽部分についても可能な限り詳細に調査を行い、設計精度の向上に努めること。</p> <p>作成する図面の精度は、内訳数量及び施工単価を積算できる程度とする。</p> <p>電気、ガス、上下水道、電話等の撤去については、発注者に確認し実施する必要がある工事を設計に組み込むこと。</p> <p>竣工時の本敷地に対する要求品質（敷地の整地レベル、整地の許容高低差表土の土質）を設計書に明記すること。</p> <p>足場は、手すり先行工法を指定すること。（枠組本足場）</p> <p>発生材の数量は、分別品目別及び処理方法別に数量を把握すること。</p> <p>特殊な廃棄物（PCB含有安定器、エアコン等のフロンガス、蛍光管汚泥、廃油等）の処分については、各品目ごとの処分方法を明確に指示すること。</p> <p>解体工事に関する以下の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> * 解体工事業務仕様書 * 面積表及び求積表 * 仮設計画図 * 配置図 * 平面図 * 立面図 * 断面図 * 仕上表（内装、外装） * 屋根伏図 * 建具リスト * 数量算出表及び単価算出表 * 工事費積算書
--	--

設備解体図面	<ul style="list-style-type: none"> *配管配線図 *機械器具表 *数量算出表及び単価算出表 *工事費積算書 																																												
外構解体図面	<ul style="list-style-type: none"> *撤去工作物図 *敷地造成平面図 *敷地造成断面図 *数量算出表及び単価算出表 *工事費積算書 																																												
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> *設計は関係法令に適合すること。 *設計に着手する前に現地調査を行い、発注者と十分に打合せを行うこと。 *廃材の重量と体積との換算係数等は請負者において調査・積算すること。 *設計図面は一連番号を付し整理すること。 *参考見積を徴収する場合は3者以上の者より徴収すること。 *設計着手時に以下の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務行程表 ・着工届 ・担当技術者（管理技術者）届 <p style="margin-left: 40px;">注）技術者の資格要件 二級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> 																																												
8. 完了提出書類等	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 65%;">完了届</td> <td style="width: 10%;">1部</td> <td style="width: 20%;">A4版</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>打合せ協議簿</td> <td>1部</td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>設計図（原図）</td> <td>1部</td> <td>A2版 二つ折り保存ケース入り</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>設計図（製本）</td> <td>1部</td> <td>A2版 コピー製本</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>設計図縮小版</td> <td>1部</td> <td>A3版 二つ折り保存ケース入り</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>設計図縮小版（製本）</td> <td>1部</td> <td>A4版 コピー製本</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>工事費内訳書（積算書）</td> <td>1部</td> <td>A4版 ファイル綴じ</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>数量算出表</td> <td>1部</td> <td>A4版 ファイル綴じ</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>単価算出表</td> <td>1部</td> <td>A4版 ファイル綴じ</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>工事行程表</td> <td>1部</td> <td>A3版</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>設計図 CAD データ</td> <td>1式</td> <td>DXF形式又はJWN形式</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">（注）製本及びファイルについては表紙・背表紙にタイトルをいれること。</p> <p>⑫ 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部</p>	①	完了届	1部	A4版	②	打合せ協議簿	1部	A4版	③	設計図（原図）	1部	A2版 二つ折り保存ケース入り	④	設計図（製本）	1部	A2版 コピー製本	⑤	設計図縮小版	1部	A3版 二つ折り保存ケース入り	⑥	設計図縮小版（製本）	1部	A4版 コピー製本	⑦	工事費内訳書（積算書）	1部	A4版 ファイル綴じ	⑧	数量算出表	1部	A4版 ファイル綴じ	⑨	単価算出表	1部	A4版 ファイル綴じ	⑩	工事行程表	1部	A3版	⑪	設計図 CAD データ	1式	DXF形式又はJWN形式
①	完了届	1部	A4版																																										
②	打合せ協議簿	1部	A4版																																										
③	設計図（原図）	1部	A2版 二つ折り保存ケース入り																																										
④	設計図（製本）	1部	A2版 コピー製本																																										
⑤	設計図縮小版	1部	A3版 二つ折り保存ケース入り																																										
⑥	設計図縮小版（製本）	1部	A4版 コピー製本																																										
⑦	工事費内訳書（積算書）	1部	A4版 ファイル綴じ																																										
⑧	数量算出表	1部	A4版 ファイル綴じ																																										
⑨	単価算出表	1部	A4版 ファイル綴じ																																										
⑩	工事行程表	1部	A3版																																										
⑪	設計図 CAD データ	1式	DXF形式又はJWN形式																																										

別紙－3

第3－2条 関連

名古屋農林総合庁舎及び2号館庁舎解体工事設計業務の設計確認事項

1. 名古屋農林総合庁舎及び2号館庁舎解体工事設計業務に係る必要工数

- ① PCB 調査資料は貸与する
- ② 愛知県埋蔵文化財調査が必要となるので工程計画及び工期に反映する
- ③ 土壌汚染対策調査（別途、発注者側で業務発注予定）を反映する
- ④ 名古屋市の風致区域内の解体工事となることを考慮する
- ⑤ 愛知県、名古屋市の関係部局との調整対応を行う
- ⑥ 関係法令諸条件の調査を行う
- ⑦ 概略工程計画と概算工事費を令和9年1月までに作成する

【別添位置図】

